

議会議案第 1 1 号

奈良市清酒の普及の促進に関する条例の制定について

奈良市清酒の普及の促進に関する条例を次のように制定しようとする。

平成 2 5 年 9 月 2 4 日提出

提出者

奈良市議会議員 植 村 佳 史

賛成者

奈良市議会議員 北 良 晃

同 東久保 耕 也

同 山 本 憲 宥

同 太 田 晃 司

奈良市清酒の普及の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、日本清酒発祥の地とされる本市において、長年その酒造技術が受け継がれてきた奈良の清酒による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化及び本市の伝統文化への理解の促進に寄与するとともに、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、清酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 清酒の生産を業として行う事業者は、清酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う清酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市菩提山町に所在する正暦寺が日本清酒発祥の地であると伝承されることから、奈良の清酒による乾杯の習慣を広め、清酒の普及を通じた日本文化及び本市の伝統文化への理解の促進に寄与するとともに、本市の地域経済の活性化を図るため条例を制定する。